

越生町営樹木葬墓苑

五大尊花木墓苑

のご案内



越 生 町

目 次

1. 墓苑の特徴	2
2. 墓苑の概要	3
3. 墓苑の形態	3
4. 使用申込み資格	4
5. 墓苑の使用料	4
6. 墓苑の使用手続きの流れ	5
7. 申込みにあたって	6
8. 提出書類等（ご遺骨をお持ちの方）	6
（生前申込みを希望される方）	7
9. 改葬等について	8
10. 使用許可等について	9
11. 使用者の責務	9
12. 氏名等表示板の設置について	10
13. その他	11
14. ご案内	12

1. 墓苑の特徴

高齢化に伴う死亡者の増加により、将来的に墓地が不足することが心配されております。また、同時に進行していく少子化や非婚化などの影響により後継者が少なくなり、墓地の継承や維持管理が難しい現状にあります。このようなことから、墓地について、不安を抱いている高齢者が増えております。

そこで、町民の皆様が将来にわたり安心して暮らすことができるよう、町営樹木葬墓苑を整備いたしました。

越生町営樹木葬墓苑「五大尊花木墓苑」は、五大尊つつじ公園の一角にあり“関東平野が一望できる自然豊かな花木墓苑”です。

晴れた日には都心のスカイツリーを望める、素晴らしい見晴らしの立地環境の中で安らかな眠りにつくことができ、訪れる方にも気持ちや安らげていただけます。

また、つつじを植栽した樹木葬の形態に特化した墓苑で、従来のように、墓石を設けずできる限り自然のまま土に還る自然葬という新しい供養の形を実現した墓苑です。

植栽する樹木を「つつじ」に限定したことにより、周囲の景観との一体化を実現しており、「樹木葬」と「樹林葬」に特化した公営墓苑としては、全国的にもはじめてのものになります。

この墓苑は、平成31年4月1日から申込みを開始し、現在は、町内外から約670家族の皆様からご申込みをいただき、順調に運営を行っております。

さらには、安定した墓苑経営を図るため、町外の希望者には、ふるさと納税を活用し、「越生町ふるさと住民票」を取得していただくことで、町外の方にも利用範囲を広げ、都内や近郊にお住いの方でも、申し込むことができるようにしたことも特徴の一つです。

2. 墓苑の概要

名 称：越生町営樹木葬墓苑（通称）「五大尊花木墓苑」

位 置：埼玉県入間郡越生町大字黒岩 3 3 6 番地

面 積：3, 3 7 6 m²

樹木葬：7 0 0 区画

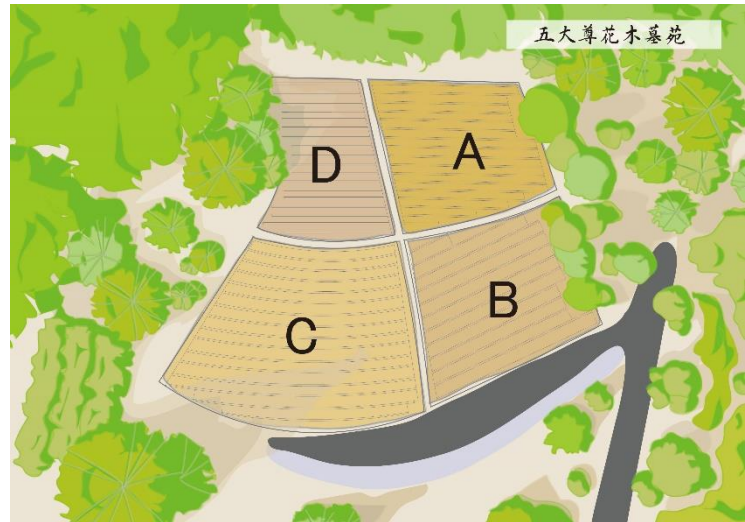
A 区画 2 0 0

B 区画 2 0 0

C 区画 2 0 0

D 区画 1 0 0

樹林葬：1 0 0 0 体
（合葬墓）



3. 墓苑の形態

【樹木葬】

墓苑内のつつじが植栽された1区画（約 1.5m×1.25m）に指定された絹の袋に入れた遺骨を埋蔵します。（使用権者の希望により、同一区画に2体以上（最大5体まで）の遺骨を埋蔵することも可能です。）

親族と一緒に埋蔵することも可能です。

【樹林葬】

樹木葬区画に隣接して設置された合葬形式のお墓で、複数の遺骨を同じ合葬墓に埋蔵します。

樹木葬同様に1名ずつ遺骨を指定された袋に入れて埋蔵します。

※いずれもお墓を継ぐ人がいない方も申請できます。

また、公営墓苑なので、宗教や宗派に関係なく利用でき、埋蔵から30年間は、町が責任を持って管理します。

4. 使用申込み資格

- (1) 越生町に1年以上住所を有する方。(越生町民)
- (2) 1万円以上のふるさと納税を行った方。(町外者)

※相互交流都市の朝霞市、豊島区、台東区にお住まいの方は不要です。

5. 墓苑の使用料

越生町民：上記(1)に該当する方

「樹木葬」1区画 15万円

(2体目以降を希望する場合、1体につき7万5千円)

「樹林葬」1体 5万円

町外者：上記(2)に該当する方

「樹木葬」1区画 30万円

(2体目以降を希望する場合、1体につき15万円)

「樹林葬」1体 10万円

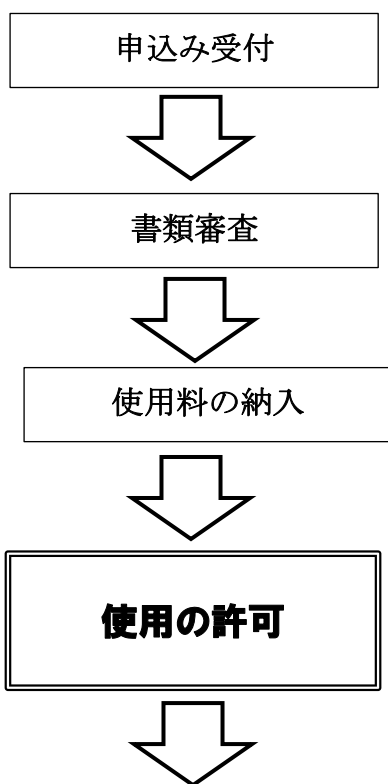
※いずれも、別途埋蔵費(埋蔵に係る実費)が必要になります。

(樹木葬1体につき2万4千円、樹林葬1体につき1万9千7百円)

【令和6年4月1日現在】



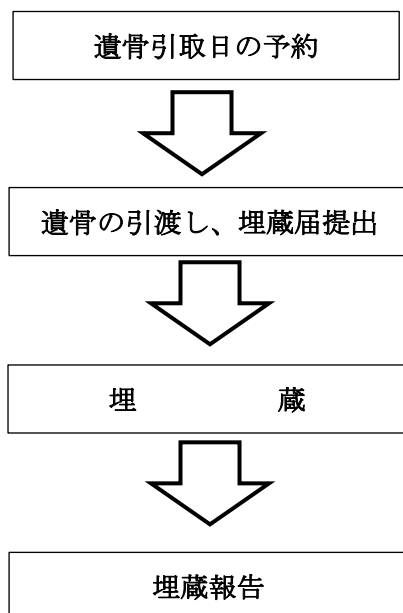
6. 墓苑の使用手続きの流れ



・町から送付された納入通知書において使用料を納付していただきます。

・使用の許可決定
※町から「越生町営樹木葬墓苑使用許可証」が送付されます。

◎ご遺骨をお持ちの方（※お亡くなりになった場合）



・遺骨の引渡し日の予約（電話予約可）
※土日祝日、年末年始を除く
（平日午前9時から午後5時まで）

・遺骨の引渡し時に越生町営樹木葬墓苑埋蔵届を提出

※添付書類

1. 使用許可書の写し
2. 火葬許可証又は改葬許可証
3. 遺骨埋蔵承諾書
4. 埋蔵費

・町が指定した埋蔵日に埋蔵します。
※原則として埋蔵に立ち会うことはできません。

7. 申込みにあたって

〈申込者と申込遺骨（埋蔵予定者）との関係〉

申込者は、申込み遺骨の親族でなければなりません。

親族とは、6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族のことをいいます。

8. 提出書類等

○ご遺骨をお持ちの方

- 1 申請者の住民票（本籍と続柄が記載されているもの）

越生町民の方は不要

- 2 戸籍謄本（申請者のご遺骨との続柄がわかるもの）

- 3 下記のいずれか1つ

ア. 火葬許可証

イ. 埋蔵・収蔵証明書（原本）

- 4 下記のいずれか1つ

ア. 申請者が、申請者となっているご遺骨の火葬許可証

（3と同じであれば不要）

イ. 申請者が、ご遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本

ウ. 申請者が葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書

（宛名が申請者）又は会葬礼状

エ. 申請者がご遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の

寺院等の証明書

〈法事等の証明書の例〉

法要証明書

〇〇年〇〇月〇〇日に、故人□□ □□の第〇回法要を
施主□□ △△氏が執り行ったことを証明します。

〇年〇〇月〇〇日

寺院名 宗教法人〇〇〇寺

所在地 〇〇市△△町×番地

代表 〇〇 〇〇 印（代表印又は法人印）

- 5 越生町ふるさと住民票の写し（町外者）

○生前申込みを希望される方

- 1 申請者の住民票（本籍と続柄が記載されているもの）
2体目以降も申込みされる場合は、申込者全員分
越生町民の方は不要
- 2 戸籍謄本（埋蔵予定者の関係がわかるもの）
本人の場合は不要
申請者と同一世帯で住民票において、続柄がわかる場合は不要
越生町民の方は不要
越生町民の方で埋蔵予定者が全員同居の方は不要
- 3 越生町ふるさと住民票の写し（町外者）
相互交流都市の朝霞市、東京都豊島区、台東区在住の方は不要



墓苑からの眺め

9. 改葬等について

ご遺骨が他の墓地等に埋蔵又は収蔵されている方は、申請時に埋蔵又は収蔵されている墓地等を管理する寺院等が発行する「埋蔵・収蔵証明書」が必要になります。また、埋蔵届時には、市区町村長が発行する「改葬許可証」が必要になります。

〈証明書の例〉

寺院等の墓地・納骨堂に埋蔵されている場合

埋蔵・収蔵証明書	
申請者住所	△△市△△△×××
氏名	〇〇 〇〇
(遺骨からみた続柄)	〇〇
下記〇〇〇〇様の遺骨は当院が管理する墓地に埋蔵されていることを証明します。	
記	
1 死亡者氏名(本名)	〇〇 〇〇
2 死亡年月日	××年××月××日
××年××月××日	
住 所	△△市△△町××番地
寺院名	宗教法人 △△寺
代 表	〇〇〇〇 印(代表者印又は法人印)

個人又は共同の墓地・納骨堂に埋蔵されている場合

埋蔵・収蔵証明書	
申請者住所	△△市△△△×××
氏名	〇〇 〇〇
(遺骨からみた続柄)	〇〇
下記〇〇〇〇様の遺骨を△市△町×番地の個人(共同)に埋蔵されていることを証明します。	
記	
1 死亡者氏名(本名)	〇〇 〇〇
2 死亡年月日	××年××月××日
××年××月××日	
住 所	△△市△△町××番地
墓地管理者	□□ □□
△市△町×番地は墓地であることを証明する。 市区町村長又は 保健担当部署の長の印(公印)	

〈証明書作成上の注意〉

- 1 「埋蔵・収蔵証明書」の様式は、縦書き・横書きを問いませんが、作成例に示した事項が記載されている必要があります。
- 2 死亡者氏名(本名)は、戸籍上の文字で正確に記入してください。
- 3 証明書の証明印は、登録されている代表者印又は、法人印でなければなりません。
- 4 証明書の写しやご遺骨を預けたときの領収書等では証明書の代わりにはなりません。
- 5 個人墓地又は、共同墓地の場合は、当該地が墓地であることを市区町村長から証明してもらう必要があります。

〈胎児のご遺骨による申込み〉

胎児(妊娠4ヶ月(12週)以上)のご遺骨で申し込む場合は、書類審査の際に死胎埋火葬許可証、母子手帳、病院等の証明書、火葬場の証明書のいずれかのコピーを提出してください。

10. 使用許可等について

書類審査後、使用料の納入通知書を発送します。

納入通知書に記載された金額を納入期限までに指定の金融機関でお支払いください。

納入期限までに納入されない場合には、棄権したものとして取り扱います。

なお、納入した使用料は、お返しできません。

11. 使用者の責務

墓苑の使用者は「墓地、埋葬等に関する法律」「同施行規則」「越生町営樹木葬墓苑条例」「同施行規則」等の規定を遵守し、適正に使用しなければなりません。

〈越生町営樹木葬墓苑条例の主な規定〉

- 1 使用権を親族以外に譲渡・転貸することはできません。
- 2 使用権者が死亡又は、親族に譲渡するときは、速やかに使用権者継承申請書を提出し承認を受けてください。
- 3 使用権者及び、その家族が所在不明となり、縁故者がなく、10年を経過した場合は、使用権は消滅します。



1 2. 氏名等表示板の設置について (特に希望する場合)

1 規格

縦25cm、横30cm、地面から厚さ5cmを標準とします。

材質は、耐候性に優れ、耐久性を有する石材を原則とします。

石板の滑り止めのアンカー(20cm程度)を2本以上打ち込んでいただくなど、設置後に移動しないようにしていただきます。

色については、周辺環境との調和に配慮したものとしします。

2 表示内容

家名、埋蔵される方の名前、戒名、座右の銘、メッセージなどを刻むことができます。

3 その他

越生町では、表示板の作成・設置は行いません。ご自身で石材業者などの工事店を手配してください。

施工の際は、町職員が立会いますので、必ずご連絡ください。

表示板を設置する場合は、埋蔵区画は通常と異なります。

施工後の表示板の滑落・紛失等について、町は一切責任を負いません。



1 3. その他

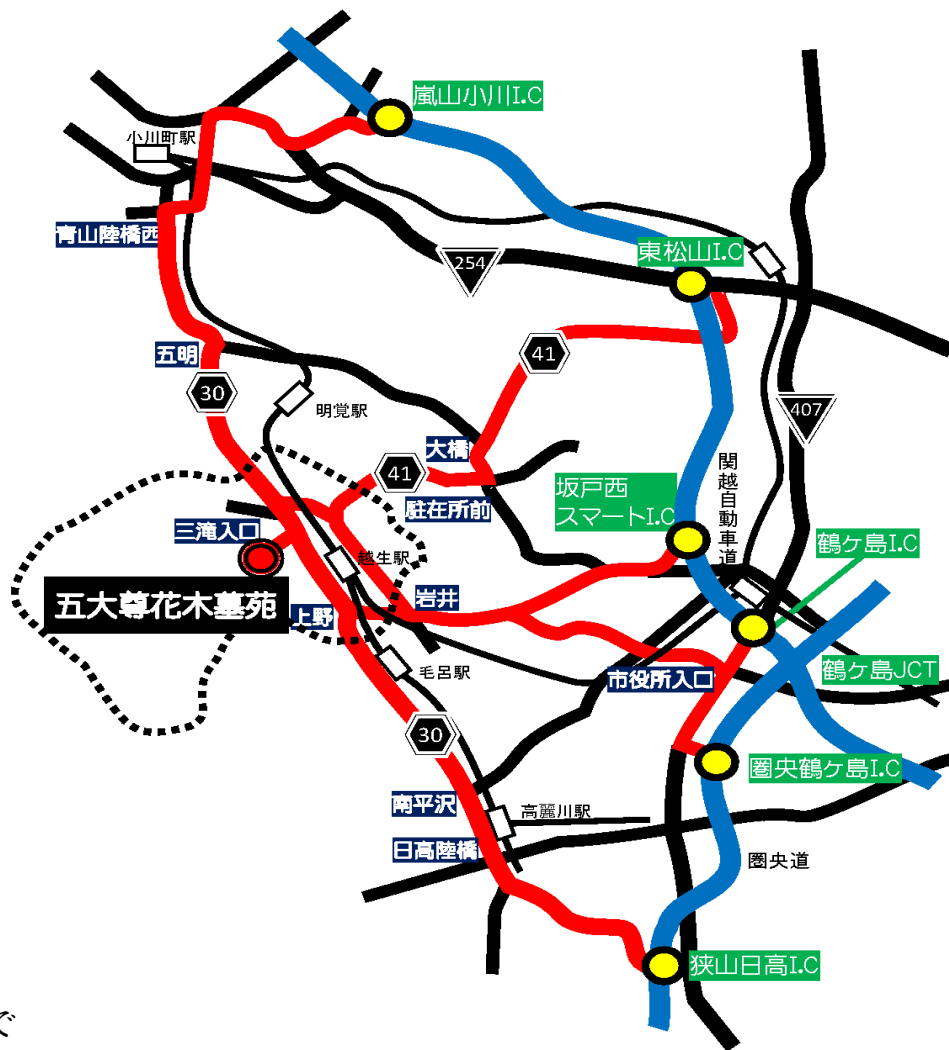
- ・公営墓苑なので、宗教や宗派に関係なく利用できます。
 - ・埋蔵から30年間は、町が責任を持って管理します。
 - ・使用権者等が所在不明で、登録された連絡者とも不通になり10年間を経過した場合は、使用権を抹消することがあります。
 - ・使用許可決定後の取下げ及び使用料の返還はできません。
 - ・納骨の手続きが終了した順番に埋蔵を行いますので、埋蔵場所を指定することはできません。
 - ・故人の思い出の品や副葬品などを埋蔵することはできません。
 - ・遺骨の埋蔵は、埋蔵手続きが終了した後に、町で埋蔵します。
- 埋蔵が終わりましたら、埋蔵箇所を示した図面とともに後日文書でご連絡します。

なお、原則として埋蔵に立ち会うことはできません。

- ・埋蔵された遺骨は、返還することはできません。
- ・献花及びお焼香は、墓苑内に設けられた献花台で行ってください。また、供物等を供えることはできません。



ご案内



お車で

関越自動車道 鶴ヶ島 I C から約 30 分
 坂戸西スマート I C から約 25 分
 東松山 I C から約 25 分

電車で

J R 八高線、東武越生線 越生駅西口徒歩約 15 分

お問い合わせ 越生町役場 まちづくり整備課 環境管理担当
 〒350-0494

埼玉県入間郡越生町大字越生 900 番地 2

T E L : 049-292-3121 (内線 151,153,156)

F A X : 049-292-5400

越生町営樹木葬墓苑

検索